



平成23年7月12日
内閣府（防災担当）

「火山防災対策の推進に係る検討会」（第2回） 議事概要について

1. 検討会の概要

日時：平成23年6月29日（水）14：00～16：15

場所：内閣府（防災）特別会議室

出席者：藤井座長、池谷、石原、田中、田鍋各委員
越智参事官 他

2. 議事概要

第1回会合での議事概要、火山ハザードマップ整備、噴火時の避難計画策定、火山防災協議会設置の推進、及び今後国が検討すべき課題についてそれぞれ事務局より説明を行い、各委員にご議論いただいた。委員からの主な意見等は次のとおり。

- 近年の有珠山や桜島の噴火の際、火山ハザードマップの想定とは異なる場所で噴火が発生していることから、火山ハザードマップの作成にあたっては、想定外の場所で噴火が発生することも想定し、火山活動の状況に応じて迅速に規制区域を設定する母体となる気象庁等を含むコアグループ等により確認しておく必要がある。また、そのような火山ハザードマップを踏まえた避難などの運用手法についても考えていく必要がある。
- 今ある火山ハザードマップが、自治体等の実際の避難計画作成などで活用され、さらに噴火時には、協議会体制のもとで実際のオペレーションに活用される仕組みを作ることが必要である。
- 自治体や協議会が火山ハザードマップを作成する際には、技術や知見のみならず費用の面でも国が支援することが必要ではないか。
- 有珠山の火山ハザードマップは、国や北海道庁からの支援があり作成することができたことをみても、火山ハザードマップの整備には、財源と関係機関、専門家の支援が具体的に示されることが重要である。
- 津波ハザードマップの多くは都道府県により作成されているが、火山ハザードマップの場合は市町村が作成しており、その負担は大きい。津波ハザードマップのように噴火シナリオからハザードマップ作成に関する部分については国が作成を行い、避難オペレーションに係る部分は市町村に実施を依頼すべきでないかと考える。
- 内閣府が防災に関するすべての予算を掌握できていないことがこの国の弱点でもある。

- 火山ハザードマップ作成指針では、火山ハザードマップのうち「火山学的マップ」は研究者が、「行政資料型マップ」は市町村が作成したものと分類し、さらに避難経路を記載したものを「住民啓発型マップ」として基本原則として整理していることから、指針の改訂にあたってはこの点については勘案していくことが必要である。
- 離島火山の火山ハザードマップ未整備 10 火山のうち、東京都に 5 火山があることから、東京都が離島火山ハザードマップの整備に着手すれば、全国的に対応が進むと考える。
- 火山ハザードマップ作成指針の改訂は、火山ハザードマップ未整備火山、整備済み火山の枠にとらわれず、今後作成される火山ハザードマップに対して作成指針はどうあるべきかという視点で考えるべきである。
- 既に整備されている火山ハザードマップについては、いくつかの視点から点検をしていくことが必要であり、その点検の結果として得られる課題等を整理したうえで作成指針を改定すべきであると考えられる。
- 薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島の火山ハザードマップは、過去の噴火実績マップをベースにして作った火山防災マップであり、少ない経費で作成されている。また、インドネシアのシナブン火山では、地質・地形調査を基にした危険区域図が 1992 年に作成された経緯もあるように、火山ハザードマップ未整備火山では、既に整備されている実績マップ（火山学的マップ）をもとにして、気象庁が主導で火山ハザードマップを作成すれば比較的短期間で整備できると考える。
- 火山ハザードマップの整備は、人の命を守る避難計画策定のためのひとつのステップであることから、名称を「火山ハザードマップ」ではなく避難に結び付く「火山防災マップ」とすることで、住民や防災担当者からより理解を得られるものと考えられる。
- 火山ハザードマップには避難を支援する役割が求められていることから、作成指針を改訂するに当たっては、避難に関わる項目を追加し、自治体の避難オペレーションに繋がり住民等にも分かりやすいものにすべきである。
- 火山ハザードマップの一斉点検など、既存のハザードマップの長所や短所を評価できる仕組みが必要である。
- 一般に数値情報は独り歩きする傾向があり、避難オペレーションの最中に公表済みの数値を変えることは、情報発信者に対する信頼を大きく損ねるため、注意すべきである。
- 諏訪之瀬島の避難計画は、噴火警戒レベル導入前の 1997 年に策定されたものであるが、「登山注意」が噴火警戒レベル 2、「登山禁止」が噴火警戒レベル 3 の考え方に対応した具体的で実践的な避難計画である。
- 噴火時における避難計画策定のガイドラインが、噴火時の際に具体的にどう活用されるか、また実際の避難に活用できるものであるかという点を事前に検討する必要がある。
- 避難計画作成マニュアル策定に加えて、マニュアルが活用される仕組みについて踏み込んで考えていくべきである。
- 避難計画策定マニュアルの構成については、内陸型火山及び島嶼型火山における噴火の避難計画と降灰による土砂災害の避難計画を三本柱とする考え方でよい。
- 日頃の避難訓練の重要性については、避難計画策定マニュアルにしっかり明記すべきである。
- 避難訓練と併せて、気象庁や火山専門家が火山活動の状況等について行政関係者や住民に解説する機会を設けるべきである。

- 避難計画策定マニュアルと事例集を一体的に作成することで、自治体の理解促進につながると考える。
- 避難計画の策定においては、昼夜で人口が大きく異なる地域等において、昼夜の人口変動を考慮してそれぞれの避難方法を検討すべきである。また、高齢化率についても避難を検討する際の大きな課題となる。
- 桜島では昼夜を区分した避難計画が策定されているので、参考にすべきである。
- 避難計画の策定や協議会のあり方の検討においては、噴火後の生活も踏まえて検討すべきである。噴火時に避難の受け入れ対応等が必要となった場合にもすぐに対応ができるように、噴火時等において後方支援拠点となる自治体をあらかじめ協議会に加え、緊急時のオペレーションの際にも機能する協議会にすべきである。
- 「火山ハザードマップ」、「協議会」は、基本的には「避難計画」の要素として位置づけられるので、論点素案もそのような目次構成とした方が分かりやすいと考える。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）付

参事官 越智 繁雄

参事官補佐 日下部 浩

主 査 新原 俊樹

電話：03-3501-5693